

今日から始めろ!

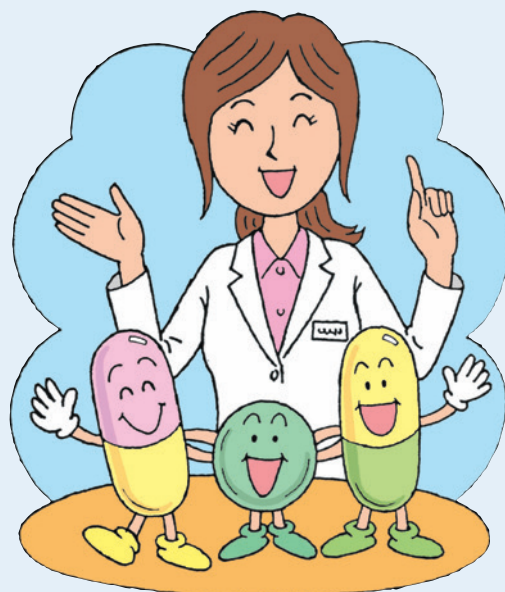
健康管理の **コツ**

ジェネリック医薬品編

ジェネリック医薬品で賢く健康管理を

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される、新薬と同じ有効成分を同一量含み、同じ効能・効果を持つ医薬品です。国の審査を受け、安全性の面でも安心して使えます。

医療の質を落とすことなく、味や匂い、形状を変えるなど、使いやすく改良されたものもあります。家計や年々増え続ける国民医療費の削減にもつながるため、国はジェネリック医薬品の普及をすすめています。医療費の自己負担額を軽減でき、使う人にも家計にもやさしいジェネリック医薬品を上手に利用して健康管理をしましょう。



効き目と安全性はお墨つき

ジェネリック医薬品の効き目は新薬で確認済みです。さらに、安全性は厳しい品質再評価の試験を経て、厚生労働省が新薬と同等と認めた医薬品です。

使用している有効成分は新薬と同等なので効果・効能はほとんど変わりません。しかし、有効成分以外の添加剤はメーカーなどにより違いがある場合があります。また、新薬が効能追加を行ったり、ジェネリック医薬品が工夫を加えたりすることで、新薬と異なることもあります。

いきなり新薬からジェネリック医薬品に切り替えるのが不安な場合は、試しに一週間分などの短い期間から変更できる分割調剤がおすすめです。体調の変化など問題があったら、変更前の新薬に戻すこともできます。



使用感や味などを理由に新薬を希望すると

ジェネリック医薬品のある新薬(長期収載品)*の処方を患者が希望する場合は、自己負担金に加えて、「特別の料金」がかかります。ただし、医療上の必要性が認められる場合や流通の問題でジェネリック医薬品の在庫がない場合などには、この料金はかかりません。

*対象となる新薬は、ジェネリック医薬品の発売から5年以上経過した薬やジェネリック医薬品の使用割合が50%以上に置き換わった薬など。

▶ 詳しくは厚生労働省の「後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について」をご覧ください。



ジェネリック医薬品に変更するには

ジェネリック医薬品は内服薬だけでなく、外用薬や点眼剤などもつくられています。ただし、ジェネリック医薬品への変更を医師が認めない場合や、新薬しか発売されていない薬もあります。医師や薬剤師によく相談して変更・使用しましょう。

● 医師に相談

診察時にジェネリック医薬品を希望していることを伝えましょう



● 薬剤師に相談

診察時、医師に相談できなくても新薬の処方が医療上必要でなければ薬局でも変更可能です

● カードやシールで伝える

医療機関や薬局では、シールを貼ったお薬手帳、またはカードでも意思表示できます



かかりつけ薬局をもとう!

どの医療機関で処方されても、決まった調剤薬局『かかりつけ薬局』で調剤してもらえると、薬剤服用歴などを管理・把握してもらえ、より安全に薬を使用できます。

また、薬局でつくってくれる『お薬手帳』も薬の安全な服用やあなたの健康を守るのに役立ちます。アレルギーや副作用、飲み忘れがちな薬などもお薬手帳にメモしておく、さらに安全です。

何でも相談できる『かかりつけ薬局』と『お薬手帳』を活用して、薬と上手に付き合っていきましょう。

